

家族介護用品支給事業のあり方について（案）

2020年10月28日（水）に開催された計画策定検討委員会において、国の動向及び財源負担の問題などから廃止の方向で説明をさせていただきました。

委員会での意見を踏まえ、検討内容を説明する予定としていたところ、11月9日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡で、第8期介護保険事業計画期間においても例外的に交付金対象とする取扱いが示されました。

再度、事務局において検討した結果、引き続き、事業を継続する方向で調整を進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、8期計画期間中においても例外的な激変緩和措置であることから、交付金対象外となった場合の対応について期間中に検討を進めるものとします。

1 事業の現況

(1) 目的・事業内容

在宅の高齢者を介護している家族の身体的・精神的及び経済的負担の軽減を図る。

2006年度（H18）から事業開始し、対象者要件等の変更はしていない。

ア 対象者 要介護3～5の高齢者を在宅で介護している家族
(同居の家族全員が市民税非課税に限る)

イ 支給額等 月6,000円の引換券を発行し登録店で介護用品に引き換え

ウ 介護用品 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭材、ドライシャンプー

エ 予算 介護保険事業特別会計 2020年度予算額2,981千円
事業費のうち、1,722千円は地域支援事業交付金(国38.5%、県19.25%)
による財源を充当して実施

(2) 利用者数等実施状況

年度	利用者		事業費
	年間	月平均	
2006 (H18)	910	76	5,318,576 円
2010 (H22)	805	67	4,800,744 円
2015 (H27)	656	55	3,860,027 円
2018 (H30)	596	50	3,546,652 円
2019 (R 1)	503	42	2,953,558 円

(3) 第1号被保険者等における利用対象者の割合

(2019年度)

事業利用者 (月平均) 42人	第1号被保険者数 26,825人	要介護3～5 1,791人
	利用対象者の割合 0.16%	利用対象者の割合 2.35%

2 国の動向

(1) 第6期介護保険事業計画（平成27年度から平成29年度の3年間）での取扱い

- 地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて
(平成27年2月18日付厚生労働省老健局振興課事務連絡)

原則、平成27年度以降の地域支援事業（任意事業）の対象事業から外れたが、
「介護用品支給事業については、保険給付の横出しサービスとして市町村特別給付での対応も可能な事業であるが、多くの自治体を実施している状況に鑑み、当分の間、平成26年度に実施している市町村においては当該事業を実施することが可能」

(2) 第7期介護保険事業計画（平成30年度から令和2年度の3年間）での取扱い

- 地域支援事業の実施について
(平成30年5月10日老発0510第3号厚生労働省老健局長)

平成26年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村は、第7期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる各項目に取り組んでいることを要件に実施して差し支えないこととする。

- ① 高齢者の個別の状態を踏まえて適切に用品を支給する取組を行っていること
- ② 地域包括支援センターの運営や任意事業における各事業の課題を把握し、その対応方針を検討していること
- ③ 各事業の課題を踏まえ、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること

(3) 第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度の3年間）での取扱い

- 任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて 別紙のとおり
(令和2年11月9日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

平成26年度に、当該事業を実施している市町村であって、第7期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限る。

- ※ 豊岡市においては、事業継続において、大きな影響はありませんが、新規利用者で要介護3の方については、認定調査票により個別に事業利用の必要性があるかどうか確認することが求められています。

《参考資料》 「事業を継続する場合の3つの選択肢」

事務連絡
令和2年11月9日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日厚生労働省老健局振興課事務連絡）及び平成27年度に改正された「地域支援事業の実施について」（平成18年厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）で周知しているとおおり、平成27年4月からの第6期介護保険事業計画において、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとしておりました。

さらに、平成30年度に改正された局長通知において、平成30年4月からの第7期介護保険事業計画における介護用品の支給に係る事業の取扱いに関し、原則として任意事業の対象外としつつ、「低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること」等を実施の要件としてきたところです。

これらの経緯を踏まえつつ、任意事業における介護用品の支給について、令和3年4月からの第8期介護保険事業計画期間において、下記のとおり取扱うことといたしますので、あらかじめご了知のうえ、貴管内市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

なお、局長通知は、第8期介護保険事業計画期間からの地域支援事業に関する他の改正事項と併せて、追って改正する予定です。

記

1. 対象市町村

当該事業の対象となるのは、平成26年度に当該事業を実施している市町村であって、第7期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限る。

2. 対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日
(第8期介護保険事業計画期間)

3. 支給要件

(1) 本人課税(第6～9段階)の新規・既存利用者については、対象外とする。本人非課税・世帯員課税(第4～5段階)の新規・既存利用者については、年間6万円の支給上限を設ける。

(2) 新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することとする。

具体的には、以下の方法により必要性を個別判断することとする。ただし、要介護4以上の者については、以下の方法によらず、必要な者に該当することとしても差し支えない。

① 市町村職員は、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする(※)。

※例外的な取扱いとして、認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、別途必要性が認められる者についても対象とする。

② 要介護認定を受けていない者からの申請や、介護用品の支給申請時点において要介護認定時の状態から変化しており認定調査票では必要性が確認できない場合(状態が改善し必要性に疑義が生じる者や、認定調査票の項目には該当していなかったがその後状態が変化し必要性があると考えられる者など)については、市町村職員は、認定調査と同様の方法で必要性を確認する。

確認に際しては、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に依頼することも可能とする。

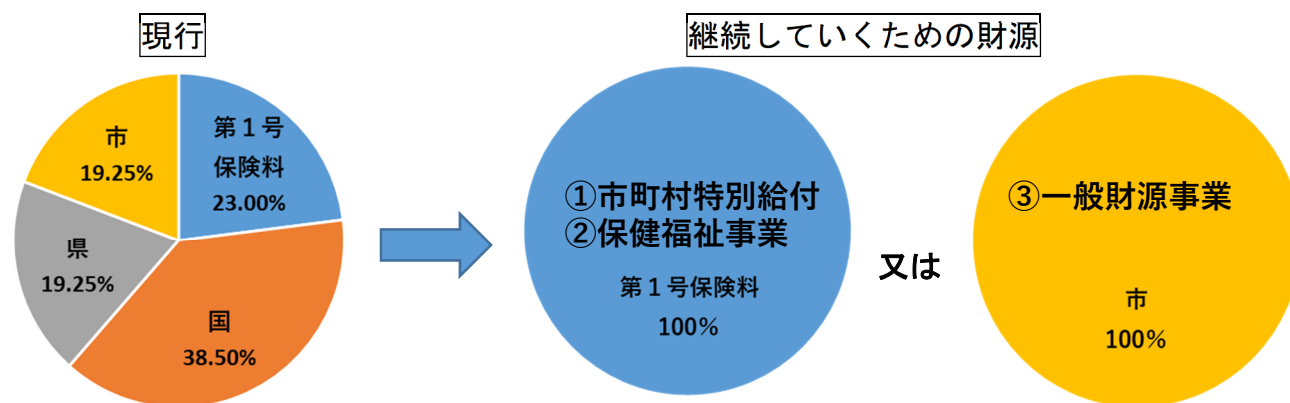
4. 留意事項

実施市町村におかれては、上記取扱いが、任意事業における介護用品の支給が第8期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、地域包括支援センターの運営等、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き十分な検討を進められたい。

事業を継続する場合の3つの選択肢

	① 介護保険特別会計事業の市町村特別給付	② 介護保険特別会計事業の保健福祉事業	③ 一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの	高齢者の保健・福祉・介護を目的として市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの
財源	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	一般財源
対象	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	市町村が定める
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○対象が、要支援・要介護認定者と限定されている。 ○財源が1号保険料100%のため、保険料への影響が大きい。 ○償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。 	<ul style="list-style-type: none"> ○財源は、特別給付と同じだが、特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。 ○対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、市町村の裁量で決定できる。 ○一般財源での実施となるため、市町村の財政力に影響を受けやすい。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○条例の制定 ○保険料に影響する ○償還払い 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料に影響する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の財政負担が大きい

財源構成



《事業費が3,000千円である場合》

国 1,155千円
 県 577.5千円
 市 577.5千円
 保険料 690千円

保険料 3,000千円

市 3,000千円